

第3号様式

意見公募(パブリックコメント)の結果

|           |   |
|-----------|---|
| ○件名       | 都市計画区域マスタープラン（勝浦市都市計画区域の整備、開発および保全の方針）および広域都市計画マスタープラン（南房総・外房広域都市圏）（原案）について |
| ○意見等の募集期間 | 令和7年10月10日～令和7年11月11日   |
| ○意見等の受付件数 | 9件  |

1 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載します。

(1)都市計画区域マスタープラン（勝浦市都市計画区域の整備、開発および保全の方針）（原案）についての意見

| 番号 | 提出のあった意見等の概要  | 市の考え方  |
|----|---|--|
| 1  | <p>広域交流資産（景観・観光資源）の県主導保存・活用誘導<br/>該当箇所：2. 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ②地域振興に関する方針 (P. 5)</p> <p>根拠（県方針との整合性）：県基本計画は「良好な市街地環境の形成・保持のため、積極的に地区計画の活用を図ること」(P. 14)を求めています。南房総国定公園に指定される海岸線計画保全は県の責務です。</p> <p>指摘内容：勝浦市の海岸線景観や歴史ある朝市周辺の街並みは、広域都市圏の「共有資産」であるにもかかわらず、現行方針では景観規制といった都市計画的手法の活用が具体的に言及されていません。</p> <p>要望事項：区域マスの方針として、「景観法の活用による広域圏の景観資産の重点指定と、県主導による具体的な規制・誘導措置を明記すること」を強く要望します。また、空き家・遊休地を観光・交流用途へ円滑転換させるための広域的規制緩和・促進措置を盛り込んでください。</p> | ご提案いただきましたご意見につきましては、県と市とで連携を図りながら進めて行く必要があり、市としては、勝浦市都市計画マスタープランの中で、景観形成の方針や空き家・遊休地の活用についての方針を検討し、今後具体的な施策等については、県や関係機関等との調整を図り良好な景観形成や観光資源の活用を進めてまいります。<br>(変更なし)                      |
| 2  | <p>内陸高台へのアクセント道路整備の最優先化と防災拠点機能の強化<br/>該当箇所：以下の2つの項目への加筆・修正を求めます。</p> <p>2. 主要な都市計画の決定の方針 (1)都市づくりの方針 ③激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針</p> <p>2. 主要な都市計画の決定の方針 (3)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>根拠（県方針との整合性）：区域マスで整備が図</p>  | ご提案いただきましたご意見につきましては、「(5)自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針②主要な緑地の配置の方針bレクリエーション系統ウ内陸丘陵地」に、防災機能を備えた公園等の整備の方針を記載しています。<br>防災避難路、広域防災道路は、防災上重要だと考えておりますが、道路は、日常の利便性、災害時の安全性等複数の目的を持つものと考えています。ま |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>られる内陸丘陵地は、県基本方針が求める＊＊「都市安全確保拠点施設」＊＊(P.14)の候補地です。</p> <p>指摘内容：現行の計画では、丘陵部幹線道路の整備目的が、防災機能に加え「レクリエーション機能」や「観光等交流拠点との連続性を持たせる」といった複合的な機能として記述されており、防災避難路としての優先順位が不明確です。津波浸水が想定される市街地から確実に人命を保護するためには、このアクセスルートの整備目的を防災上の最優先事項として明確に位置づけ直すことが不可欠です。</p> <p>要望事項：【基本方針(1)③の強化】内陸高台を広域防災拠点として明確に位置づけ、そこへアクセントする丘陵部幹線道路の整備を基本方針における最優先事項とすること。</p> <p>【交通施設】(3)①への反映】交通施設の整備方針において、丘陵部幹線道路を「広域防災道路」として明確に定義し、早期完成のロードマップを計画に具体的に盛り込むこと。</p>  | <p>た、広域防災道路については、防災部局等、今後とも関係機関との調整を図り、安全・安心を確保するための道路整備を計画的に進めて参ります。<br/>(変更なし)</p>   |
| 3 | <p>興津港の「最前線防災港」としての機能確保と沿岸連携軸の構築</p> <p>該当箇所：2. 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ②地域振興に関する方針 (P. 5)</p> <p>根拠（県方針との整合性）：県基本方針は「激甚化・頻発化する自然災害等への備え」(P. 14)として防災機能を持つ都市施設の配置を求めています。</p> <p>指摘内容：興津港は津波・高潮被害の最前線に位置しており、単なる平時の利用促進に留まらず、災害時の対応持続性（レジリエンス）を最優先に位置づけるべきです。</p> <p>要望事項：区域マスの方針として、興津港を「最前線防災港」としての特性を踏まえ、以下の観点を計画に明記することを強く要望します。</p> <p>耐津波・高潮化対策を最優先で実施し、災害直後の海上からの救援物資輸送、孤立集落への対応といった広域防災対応機能を担う港として明確化する方針。</p> <p>沿岸域の自然・景観資源を活かした観光・環境教育・研究拠点化の方針化。</p> <p>市街地・港湾・海浜を結ぶ沿岸回遊軸（ウォーカブルネットワーク）の整備方針化。</p> | <p>ご提案いただきましたご意見につきまして、興津港は防波堤、船揚場、物揚場が整備され現在は主に小型船の船だまりとして利用しており、「エコ・コースト」の指定を受け、アカウミガメを中心とした生態系や自然環境に配慮した海岸整備を実施しています。</p> <p>防災機能は重要と考えておりますが、自然環境の保全、地域資源の活用等の様々な視点も重要であり、ご意見頂きました、「沿岸域の自然・景観資源を活かした観光・環境教育・研究拠点化の方針化」「市街地・港湾・海浜を結ぶ沿岸回遊軸（ウォーカブルネットワーク）の整備方針化」も今後の施策の参考にさせて頂きます。<br/>(変更なし)</p> |
| 4 | <p>もっと街中に”休み処”を<br/>ところどころにベンチを設置</p> <p>朝市では出展者がそれぞれ自分のお店のお客さん用の椅子を出しているところもあるが、もっと公共のベンチを設置すべき。</p> <p>朝市が終わるとそれらの椅子も無くなるので、旅行者や老人がひとやすみできるところがほとんどない。朝市を楽しんで、少し落ち着いたら、担々</p>   | <p>ご提案いただきましたご意見につきまして、朝市を訪れる来訪者や市民にとって、街中に気軽に立ち寄れる休憩スペースの存在は、快適なまち歩きに重要であると認識しており、本計画の中でも勝浦地区の市街地では、居心地が良く歩きたくなるまちなか形成を目指すこととしています。</p>   |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | 麵でもと思っても、ひと休みする処も、すぐに見つけられないので、他のところに行ってしまう。そして、また来ようかとは思わないのでは。それと、キュステや役所に歩いて行く人の為のベンチも整備してほしい。現在ボロボロですわれない。 | 本計画は、都市計画の将来像を描き、土地利用や都市施設の整備に関する基本的な方向性を定めるものであり、個別のベンチや休憩施設そのものの具体的な設置場所が記載されるものではありませんが、ご意見頂きました休憩スペースの確保に向けた取組は、関係機関と情報を共有し、今後の施策の参考にさせて頂きます。<br>(変更なし)   |
| 5 | 八幡岬迄の道をもっときれいにした方が良い。レンタサイクル等で訪れる人は、この道で良いか不安になる。  | ご提案いただきましたご意見につきましては、本計画の中のP11「○歩行者・自転車ネットワークの形成」において、「歩行者が安全で安心して歩くことができる空間として、また街並みの重要な景観要素として、国県道・主要市道の幹線・補助幹線道路及び都市計画道路の歩道部の整備・拡充を図るとともに、わかりやすい案内標識、防犯灯等の交通安全施設等の設置を促進する。」と方針を記載しています。具体的な整備については、この方針に沿って関係機関と調整を図りながら進めさせて頂きます。<br>(変更なし) |
| 6 | カッピーセンターにもお休み処を土日だけでも良いので。   | 番号4と同様のご回答  |

(2)広域都市計画マスターplan（南房総・外房広域都市圏）（原案）についての意見

| 番号 | 提出のあった意見等の概要  | 市の考え方  |
|----|---|--|
| 1  | <p>特定災害リスク地域への移転・集約と県主導による具体的支援スキームの明確化<br/>該当箇所：4. 主要な都市計画の決定の方針 (1)<br/>都市づくりの基本方針<br/>根拠（県方針との整合性）：県基本方針では「激甚化・頻発化する自然災害等への備え」(P.1) と「都市安全確保拠点施設の配置」(P. 14) の必要性を強調しています。<br/>指摘内容：広域計画の「防災性の向上」方針は抽象的に留まり、津波浸水想定区域が広範囲に及ぶ勝浦市では、市単独で高台移転や都市機能集約を推進することは現実的に不可能です。<br/>要望事項：広域計画の指針として、「特定の災害リスクを抱える市町村に対し、県が高台への機能移転・集約を促すための財政的・技術的支援枠組みを主導的に創設し、具体的な推進ロードマップを示すこと」を強く要望します。支援枠組みは、復興・産業再生・地域拠点整備まで一体的に支援する設計としてください。</p> | <p>ご提案いただきましたご意見につきまして、原案を作成した千葉県に確認したところ、都市安全確保拠点施設を必要な位置に適切な規模で配置することが必要であると考えており、具体的には復旧支援活動の拠点や一時避難場所など防災拠点としての役割を担う道の駅や都市公園等の適切な配置が重要と考えていますとのことでした。<br/>市としては、都市安全確保拠点施設の必要性を検討してまいります。<br/>(変更なし)</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 2 | <p>人口急減地域のインフラ維持・更新費用等の県広域分担と制度化<br/>         該当箇所：4. 主要な都市計画の決定の方針 (3)<br/>         都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針(P. 12)<br/>         根拠（県方針との整合性）：県基本方針は「都市構造の骨格として重要な施設」(P. 14)の維持を重視し、「都市経営目線の持続性」を求めています。</p> <p>指摘内容：急速な人口減少下において、都市の骨格となる主要なインフラの維持・更新費用を市単独で負担し続けることは、都市経営の持続性を脅かします。<br/>         要望事項：広域計画の指針として、「人口急減地域における主要なインフラ維持管理・更新費用について、広域自治体（千葉県）が財政的責任を分担し、国庫補助金と県独自制度を組み合わせた複層的な支援スキームを明示すること」を強く要望いたします。</p>  | <p>ご提案いただきましたご意見につきまして、原案を作成した千葉県に確認したところ、都市施設について、持続可能な都市経営の視点による効率的な施設の維持・更新等の観点により、地域の実情に応じて広域化・共同化を検討するなど、適切な配置、規模等の見直しを行うことが重要であると考えているとのことでした。</p> <p>市としては、重要な都市施設の維持管理を適正に行うため、県および近隣市町村との協働を強化してまいります。<br/>         (変更なし)</p> |
| 3 | <p>成田空港をゲートウェイとした広域連携による観光誘致戦略の明確化<br/>         該当箇所：4. 主要な都市計画の決定の方針 (4)<br/>         市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針(P. 16 観光等の地域振興)<br/>         根拠（県方針との整合性）：県基本方針は「成田空港、港湾など社会インフラが充実」する中で、「市町村の枠を超えた広域的な視点」が求められるとしています。(P. 1)<br/>         指摘内容：広域計画の観光振興は抽象的な記載に留まっており、成田空港という広域ゲートウェイ機能を、南房総・外房エリア、特に勝浦市の観光資源に戦略的に結びつける具体策が欠けています。<br/>         要望事項：広域計画の指針として、「成田空港等の広域ゲートウェイを起点とした、南房総・外房都市圏への誘客・観光ルート開発を県が主導すること」を明確化し、これに資するアクセサル道路網・広域的公共交通網の整備ロードマップを計画に反映させることを強く要望いたします。</p> | <p>ご提案いただきましたご意見につきまして、原案を作成した千葉県に確認したところ、具体的な施策は観光振興施策にて定められるものと考えておりますので、いただいたご意見は関係課で共有し、今後の施策展開を図るうえで、参考とさせていただきますとのことです。</p> <p>市としては、引き続き勝浦市の観光資源を効果的に発信してまいります。<br/>         (変更なし)</p>  |

2 寄せられた意見を考慮しましたが、原案の修正は行いませんでした。

※ 勝浦市情報公開条例第6条に規定する不開示情報、情報、政策等の策定に係わりのないもの及び賛否の結論のみを示したものについては、掲載を省略することがあります。

○ 問い合わせ先 勝浦市役所 都市建設課 都市計画係